

犬山市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、犬山市自転車等の放置の防止に関する条例（平成28年条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（放置された自転車等に対する措置）

第3条 条例第9条第1項の指導は、口頭又は放置されている自転車等に注意札（様式第1）を取り付けることにより行うものとする。

2 当該注意札を取り付けた日から起算して7日を経過してもなお当該自転車等が移動されない場合は、当該自転車等に警告札（様式第2）を取り付けるものとする。

3 条例第9条第2項の規則で定める期間は、前項の警告札を取り付けた日から起算して7日間とする。

4 条例第9条第5項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3）によるものとする。

（保管場所）

第4条 条例第10条第1項の規則で定める場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 犬山市富岡南二丁目78番地
- (2) 犬山市大字犬山字東畑36番地

（告示）

第5条 条例第10条第2項の告示は、次の各号に掲げる事項を犬山市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

- (1) 撤去した場所
- (2) 撤去した年月日

- (3) 保管する期間
- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 返還の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項
(保管した自転車等の措置)

第6条 市長は、条例第10条第1項の規定により保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）を利用者等に返還するため、当該保管自転車が放置されていた場所又はその周辺に当該保管自転車を保管している旨を表示するものとする。

2 市長は、保管自転車等について、自転車等保管台帳（様式第4）により管理するものとする。

3 市長は、保管自転車等について、防犯登録の状況等の調査により、利用者等の特定に努めるものとする。

4 市長は、保管自転車等について、前項の調査により利用者等が判明したときは、保管自転車等引取通知書（様式第5）により当該利用者等へ通知するものとする。

（返還の手続）

第7条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、当該保管自転車等の利用者等であることを確認できるものを提示しなければならない。

（費用免除の申出）

第8条 条例第11条第2項の申出は、自転車等撤去保管手数料徴収免除申出書（様式第7）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

注 意

自転車等を利用の方へ

あなたの利用する 自転車・原動機付自転車 がこの場所に放置されていますので、速やかに移動させてください。

後日、移動状況を調査し、移動されていない場合は、犬山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の規定に基づき、市が撤去する場合があります。

年 月 日

放置場所

付近

犬山市

様式第2（第3条関係）

警 告

自転車等を利用の方へ

あなたの利用する 自転車・原動機付自転車 がこの場所に放置されていますので、速やかに移動させてください。

この札の設置から7日間を超えて放置してある場合は、犬山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の規定に基づき、市が撤去する場合があります。

年 月 日

放置場所

付近

犬山市

様式第3（第3条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	
犬山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の規定による放置された自転車等に対する措置を行う者であることを証する。	
年 月 日 交付	
犬山市長	
	

（裏）

犬山市自転車等の放置の防止に関する条例（抜粋）
（放置された自転車等に対する措置）
第9条 市長は、自転車等が放置されていることにより良好な生活環境が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を適切な場所に移動するよう指導することができる。
2 市長は、利用者等が前項の指導に従わず自転車等を放置しているとき、又は自転車等が規則で定める期間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。
3 市長は、前2項の規定にかかわらず、災害、通行困難、都市の美観の損失等のためやむを得ないと認めるときは、放置されている自転車等を撤去することができる。
4 市長は、前2項の規定により自転車等を撤去する際、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物等にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）によりつながれており、当該チェーン等を切断しなければ撤去することが困難であるときは、当該チェーン等を切断することができる。
5 第1項から第3項までの規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員及び委託を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第4（第6条関係）

自転車等保管台帳

撤去年月日		年 月 日		整理番号			
放置場所		犬山市					
自 転 車 等 の 特 徴	車 種	自転車			車 種	原動機付自転車	
	防犯登録番号				標 識 番 号		
	車 体 番 号				車 台 番 号		
	色		鍵	有・無	色		鍵 有・無
	メーカ一				メーカ一		
	状 態						
	その他特徴						
	住所・氏名等	住所					
	氏名			電話			
利 用 者 調 査	盗難届	有・無		警察照会年月日	年 月 日		
	確認者			回答年月日	年 月 日		
	調 査 結 果	郵便番号					
		住 所					
		氏 名					
電話番号							
保 管	告 示 年 月 日	年 月 日					
	保 管 期 限	年 月 日					
返 還 事 務	引取通知書送付年月日	年 月 日					
	引 取 年 月 日	年 月 日					
	受 取 人	住所					
		氏名			電話		
	確認手段						
費用徴収	1,000円 ・ 2,000円 ・ 免除（ ）						
処 分	処 分 年 月 日	年 月 日					
	処 分 方 法						

様式第5（第6条関係）

整理番号_____

保管自転車等引取通知書

年 月 日

様

犬山市長 ⑩

あなたが所有している 自転車・原動機付自転車 は、犬山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管していますので、至急引取りに来てください。

なお、保管期限までに引取りをされない場合は、条例第10条第3項の規定に基づき、保管物の所有権が犬山市に帰属したものとして処分します。

1 撤去した年月日 年 月 日

2 撤去場所

3 返還受付場所及び時間

4 保管されている自転車等の特徴

車種_____ 車体塗装色_____

防犯登録番号または標識番号_____

5 保管期限 年 月 日

6 自転車等撤去保管手数料

自転車 1,000円/台 原動機付自転車 2,000円/台

※盗難その他の当該自転車等を放置したことについてのやむを得ない理由があると認められるときは免除される場合があります。

7 返還を受けるとき持参するもの

8 問合せ先及び返還申出先

様式第6 (第7条関係)

(表)

放置自転車等返還申出書	
	年 月 日
犬山市長 様	
申出者 住 所 氏 名 電 話 所有者との関係	
下記の自転車等の返還を申し出ます。	
記	
整理番号	※引取通知書をお持ちの方は記入してください。
所有者	※申出者が所有者本人でない場合に記入してください。 住 所 氏 名 電話
車 種	自転車 原動機付自転車
特 徴	裏面のとおり
引 取 書	
年 月 日	
犬山市長 様	
上記の自転車等を確かに引き取りました。	
氏 名 ⑩	

(裏)

車 種		自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
自 転 車 等 の 特 徴	メ ー カ ー		
	色		
	防 犯 登 録 標 識 番 号	防 犯 登 録 番 号	標 識 番 号 (ナンバープレート)
	住 所 ・ 氏 名 の 表 示	有 ・ 無	有 ・ 無
	そ の 他	(上記以外の特徴、学校名のステッカー等)	

※ 以下記入しないでください。

身 分 確 認 区 分	
所 有 者 確 認 区 分	
納 付 年 月 日	年 月 日
引 取 年 月 日	年 月 日

様式第7（第8条関係）

自転車等撤去保管手数料徴収免除申出書

年 月 日

犬山市長 様

申出者 住 所
氏 名
電 話
所有者との関係

下記のとおり自転車等撤去保管費用の徴収の免除について申し出ます。

記

車種及び 免除金額	<input type="checkbox"/> 自転車 1台 1,000円 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 1台 2,000円	整理番号	
免除を受けようとする理由			

理由 確認	盗難届出	年 月 日（届出日） 警察署受理
	その他	※受理番号等